

改正

平成20年11月 1 日訓令第19号

平成23年 3 月31日訓令第12号

平成24年11月 1 日訓令第23号

只見町除雪支援保険事業に係る高齢者等への助成要綱

(目的)

第 1 条 本要綱は、只見町除雪支援保険事業実施要綱（平成19年只見町訓令第22号。以下「実施要綱」という。）第3条第3号の規定に基づき、実施要綱第8条に規定する除雪作業標準額（以下「除雪作業標準額」という。）の負担が容易でないと判断される高齢者等へ、その一部を助成し、冬期間の安定的な除雪作業を支援することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 助成の対象は、当該11月 1 日現在において只見町に住所を有する世帯で、越冬等による一時空き家状態を除き除雪対象となる家屋に常時居住する世帯であり、次の各号に掲げる世帯のうち前年中の世帯員の総所得金額が、総世帯員数から 1 を減じた数に94万 5 千円を乗じた金額に33 万円を加えた額を超えない世帯とする。

- (1) 世帯員全員が11月 1 日現在で満65歳以上の世帯
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 4 項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が 1 級又は 2 級の者が属する世帯
- (3) 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が 3 級（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸又は免疫の機能障害を有する者に限る。）の者が属する世帯
- (4) 福島県療育手帳制限要綱（昭和49年 2 月 1 日付け49児第15号福島県厚生部長通知）に定める療育手帳の交付を受けている者が属する世帯
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45号第 2 項の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、その障害程度等級が 1 級又は 2 級の者が属する世帯
- (6) 只見町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年 3 月30日条例第19号）第 2 条に定義するひとり親家庭が属する世帯及び父母のいない児童を養育する世帯

2 前項の要件の判定において、住民登録上世帯分離がなされている世帯にあっては、実質上同居している場合は同一の世帯とみなす。

3 前年度分賦課に係る町税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料に滞納がないこと。

4 町長が前各項との均衡上、特に必要と認めた場合

(助成率)

第3条 助成率は次に掲げるところによる。なお、この場合、助成対象額は除雪作業標準額とする。

(1) 前年中の世帯員の総所得金額が総世帯員数から1を減じた数に94万5千円を乗じた金額に33万円を加えた額以下の世帯は、除雪作業標準額の3分の1を助成する。

(2) 前年中の世帯員の総所得金額が総世帯員数から1を減じた額に35万円を乗じた金額に33万円を加えた額以下の世帯は、除雪作業標準額の2分の1を助成する。

(3) 前年中の世帯員の総所得金額が総世帯員数から1を減じた数に24万5千円を乗じた金額に33万円を加えた額以下の世帯は、除雪作業標準額の3分の2を助成する。

(4) 前年中の世帯員の総所得金額が33万円以下の世帯は、除雪作業標準額の6分の5を助成する。

2 前項の所得を判断する場合、事業所得などで事業専従者控除を受けている場合は、控除前の額で判断する。

3 助成金に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

4 軽減率を判断する世帯員構成の基準日は、当該年度11月1日とする。

(助成の流れ)

第4条 町は、実施要綱第7条第1項の規定により提出された除雪作業申込書により対象者の適否を審査し、対象者と認めた場合は、前条第1項に定める助成金を直接対象者に助成する。

2 助成対象者は、実施要綱第7条の申込みに係る除雪作業を行う除雪作業事業者等に前条第1項に定める助成金の受領を委任することができる。この場合において、町長は、只見町除雪支援保険事業助成金申請書兼代理受領委任状を徴収しなければならない。

3 第1項において対象者と認めた場合は、除雪支援保険事業助成金決定通知書(様式第2号)を対象者に送付するものとし、前項に定める委任を行った者については、その写しを委任を受けた除雪作業事業者等に送付するものとする。

(豪雪による特例)

第5条 実施要綱第9条の規定により除雪作業標準額を増額した場合は、前条の助成を受けた者(以下「特例受給権者」という。)の請求により、増額前の除雪作業標準額の2分の1以内で町長が

定めた額の追加助成金を助成することができる。

- 2 前項の請求は、豪雪による除雪支援措置追加助成金請求書（様式第3号）によるものとする。
- 3 特例受給権者は、実施要綱第7条の申込みに係る除雪作業を行う除雪作業事業者等に第1項に規定する追加助成金の受領を委任することができる。この場合において、町長は、特例受給権者から委任状を徴収しなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月1日訓令第19号）

この訓令は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第12号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月1日訓令第23号）

この訓令は、平成24年11月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）
只見町除雪支援保険事業助成金申請書兼代理受領委任状

年 月 日

只見町長

住所 _____
申請者兼委任者
氏名 _____ 印

次のとおり、除雪支援保険事業指定事業者に除雪を依頼したので、助成金の申請をします。
なお、只見町除雪支援保険事業に係る高齢者等への助成要綱第 4 条第 2 項の規定により、
下記のことを代理人と定め助成金の受領を委任します。

住宅の所有者又は居住者	
除雪作業を委託する住宅	只見町大字 字
除雪作業標準額	円
除雪作業契約日	年 月 日

記

只見町除雪支援保険事業に係る高齢者等への助成要綱第 4 条第 2 項の規定により、助成金の受領の委任を受けました。
なお、助成金の支払いは、下記の口座に振り込みください。

受任者 (事業者)	住 所 只見町大字			
	名 称 代表者氏名 印			
振込先	金融機関名		本・支店名	
	口 座 種 目		口座番号	
	(フリガナ)			
	口座名義人			

※町確認欄

除雪支援保険事業受付番号	台帳登録	備 考

様式第 2 号（第 4 条関係）

番 号
年 月 日

様

只見町長 印

除雪支援保険事業助成金決定通知書

先に申し込みのありました除雪作業にかかる助成金について、下記のとおり決定しましたので通知します。なお、代理受領委任により除雪を申し込まれた方は、下記の自己負担額を除雪事業者にお支払いください。

依 頼 者 名			
依 頼 年 月 日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
標準除雪作業料	円	作業事業者	
助 成 割 合	%	決定内容	
自己負担額	円	助成金額	円
不支給の理由			

支払方法		
振	金融機関支店名	
	預 金 種 目	
込	口 座 番 号	
	口 座 名 義 人	
先	振 込 予 定 日	

豪雪による除雪支援措置追加助成金請求書

年 月 日

只見町長

住所 _____
請求者
氏名 _____ 印

只見町除雪支援保険事業に係る高齢者等への助成要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり追加助成金の請求をします。

記

追加助成金請求額 円

(裏)

委 任 状

年 月 日

委任者記載欄	只見町除雪支援保険事業に係る高齢者等への助成要綱第5条第3項の規定により、下記のものを代理人と定め、追加助成金の受領を委任します。 住 所 _____ 委任者 氏 名 _____ ㊞																			
	只見町除雪支援保険事業に係る高齢者等への助成要綱第5条第3項の規定により、追加助成金の受領の委任を受けました。 なお、追加助成金の支払は、下記の口座に振り込みください。 住所（所在地） _____ 受任者 氏名（名 称） _____ ㊞ <table border="1"><tr><td rowspan="4">振込先</td><td>金融機関名</td><td></td><td>本・支店名</td><td></td></tr><tr><td>口 座 種 目</td><td></td><td>口座番号</td><td></td></tr><tr><td>(フリガナ)</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>口座名義人</td><td colspan="3"></td></tr></table>				振込先	金融機関名		本・支店名		口 座 種 目		口座番号		(フリガナ)				口座名義人		
振込先	金融機関名		本・支店名																	
	口 座 種 目		口座番号																	
	(フリガナ)																			
	口座名義人																			

備考 この委任状は、除雪作業を行う除雪作業事業者等に追加助成金の受領を委任する場合に使用すること。